

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金（認可外保育施設等分）交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金（認可外保育施設等分）（以下「補助金」という。）の交付について、山口県補助金等交付規則（平成18年山口県規則第138号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 この補助金は、認可外保育施設及び山口県児童センターにおける新型コロナウイルス感染症への対応として、緊急に必要となる感染拡大防止について、対象施設の実情に応じて、柔軟かつ機動的に実施することができるよう支援することを目的とする。

（定義）

第3条 この要綱において、「認可外保育施設」とは、「児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2に基づく届出を知事へ行っている認可外保育施設（認可外の居宅訪問型を除く。）」をいう

（交付の対象）

第4条 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。

令和2年6月19日子発0619第1号厚生労働省子ども家庭局長通知「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（児童福祉施設等分）の実施について」の別紙「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（児童福祉施設等分）実施要綱」の3（2）により実施する、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策事業とする。

なおこの補助金において、同要綱3（2）エに掲げる対象施設等については、（ア）（イ）とも、このうち認可外保育施設及び児童厚生施設を対象とし、それぞれに掲げる「認可外保育施設」については、第3条に定める「認可外保育施設」と読み替えるものとする。また、児童厚生施設のうち、山口県児童センターを対象とする。

（交付額の算定方法）

第5条 補助金の交付額は、予算の範囲内で、次により算出された額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- ① 別表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- ② ①により選定された額に第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

（交付の申請）

第6条 規則第3条第1項の申請書は、別記第1号様式によらなければならない。

- 2 規則第3条第1項の知事が定める期日は、補助金の交付を受けようとする年度の別

に定める期日とする。

(補助事業の変更等に係る承認の申請)

第7条 規則第8条第1項の申請書は、別記第1号様式によらなければならない。

(実績報告)

第8条 規則第11条の実績報告書は、別記第2号様式によらなければならない。

2 第1項の実績報告書は、事業等が完了した日から30日を経過した日又は当該年度の3月31日いずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第9条 事業者は、規則第12条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において補助金の交付を受けようとするときは、請求書(別記第3号様式)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による請求書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金を交付するものとする。

(報告及び検査)

第10条 知事は必要があると認めるときは、事業者に対し報告を求め、もしくは事業の遂行について必要な指示をし、又は関係職員をして帳簿その他の関係書類を検査させ若しくは関係者に質問させることができる。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還)

第11条 事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、別記様式4号により交付決定の翌年度8月末日までに知事に報告しなければならない。

なお、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(補助金の交付の決定の取消し等)

第12条 知事は、事業者が規則第14条各号及び次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取消することができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年7月28日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

別表

1 種目	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
新型コロナウイルス 感染拡大防止対策事 業	1施設当たり 500,000円	報酬、給料、報償費 、賃金、職員手当等 、共済費、旅費、謝 金、会議費、役務費 、使用料及び賃借料 、委託料、需用費、 備品購入費、負担金 、補助及び交付金	10 / 10